

協約・協定改訂 職場要求を勝ち取るシリーズ⑤

2014年度基本協約・協定改訂第4回団体交渉 大阪府労委命令をただちに履行せよ！

再審査を申し立てても命令の効力は消えない！

本部は9月1日、2014年度基本協約・協定改訂第4回団体交渉を開催しました。今回は労使関係部分の苦情処理・簡易苦情処理会議、不当労働行為、労働委員会命令の履行、組合事務所の便宜供与、労働条件についてのパワーハラスメント、日勤教育の廃止、試問の廃止、休日出勤解消等について議論しました。しかし、会社は不当労働行為を認めず、協約の一方的解釈を押しつけ、組合の要求にはまったく応えようとしませんでした。 **詳細は業務速報No.923を参照して下さい。**

- 苦情処理会議でのボーナスカット理由の公開は「秘密の厳守」には違反しない！秘密とはプライバシーだ！掲示物の撤去は不当労働行為だ！
- 苦情処理会議で知り得たボーナスカットの理由は秘密である
- 不当なボーナスカット理由の公開で職場の秩序は乱れない！
- 管理者との間に軋轢がうまれている。
- 法律に基づき大阪府労働委員会の救済命令を履行すること！
- 適切に対応している。中労委の再審査にゆだねる。
- 苦情処理会議の「解決」とは申告者の苦情の原因が撤回されることだ！
- 解決とは会議の結果処分等が覆るか覆らないかである
- 東京地区、三重地区に組合事務所を便宜供与すること。三重支店の業務執行体制が縮小された。
- 執務スペースは空いたが、便宜供与できる状態ではない
- メンタル不調による休職者増加原因のパワハラは直ちにやめろ！
- パワーハラスメントは様々なものがあり個別に適切に対応していく
- 車両所復帰教育の試験は7割で合格だ！なぜ、100点取るまでやらせるのか！
- 把握していないため答えられない。
- 休日出勤をただちに解消すること。採用・養成数を増やすこと！
- 削減に努める姿勢に変わりはない。波動の山を見て要員をつけるつもりはない。

**第5回団体交渉は9月4日、13時から開催し、
労使関係および労働条件について議論します。**

一方的な休日出勤を解消する(じや)！